

新潟水俣病施策推進審議会 イメージ図

構成

委員（10人以内）

■学識経験者

- 保健・福祉対策等「県の基本的施策」に関し学識経験を有する者
- 新潟水俣病患者支援施策検討会委員

■新潟水俣病患者団体の会長 被災者の会、被害者の会

オブザーバー

■流域市町

新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町

役割

【施策の検証】

○毎年度、県の事業実績を評価・検証し、よりよい施策のあり方について意見を述べる。

→PDCA(計画・実行・検証・改善)のサイクルで継続的に
行う。

【条例の見直し】

○条例施行3年経過後(平成24年度)に、施策の取り組み状況や水俣病を取りまく社会情勢を踏まえて意見を述べる。

→条例の見直し規定に基づき、必要な見直しを検討する。

答申
(意見)

諮問
(報告)

新潟県